

永平寺町附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年6月17日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町条例第20号

永平寺町附属機関設置条例の一部を改正する条例

永平寺町附属機関設置条例(令和元年永平寺町条例第13号)の一部を次のように改正する。
第2条の表に次のように加える。

永平寺町職員退職手当審査会	町長の諮問に応じ、職員の退職手当の支給制限等の処分に係る懲戒免職等処分を受けるべき行為その他退職手当の支給制限等の処分に関する必要な事項についての調査及び審議に関する事務
---------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。